火山災害にどう備えるか

警報伝達と避難対策

関谷直也

東京大学情報学環総合防災情報研究センター

地域安全学会

1　警戒区域設定からみる火山の法制

日本の火山防災

- 災害対策基本法、気象業務法、活動火山対策特別措置法
- 市町村、県、気象庁、内閣府
- 明白なルール、方針の欠如

警戒区域設定

- 災害対策基本法第63条：警戒区域設定
- 改正気象業務法第13条：火山現象警報・予報、
  噴火警戒レベル（地象の予報）

e.g.

- 新潟焼山　レベル１
  想定火口内（山頂から半径1 km）立入規制
- 霧島硫黄山　レベル２（警戒すべき範囲1 km）
  えびのビジターセンターは除外
- 口永良部島　レベル５
  前田地区に避難指示が継続(火砕流)

- 火山観測のための警戒区域立ち入り（首長権限）

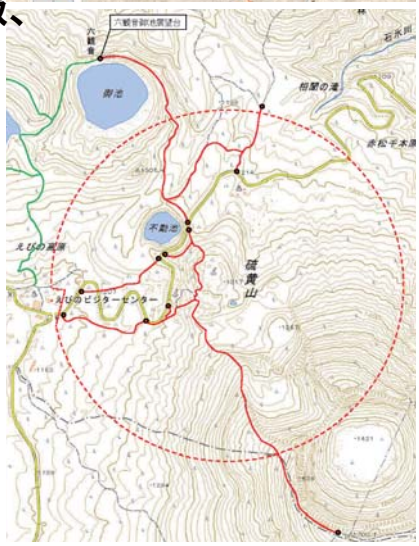

2　火山防災の課題―警報、避難、情報

広報＿手法の拡大

- アウトリーチ：
  火山を知る、火山学を知らせる：火山の知識と興味
- リスクコミュニケーション：
  危険性を知らせる、住民の理解の仕方を知る
- 防災・減災　：
  火山から身を守ること

※「わからない」ことを伝えれば住民が納得するわけではない。
※ 住民の情報ニーズは「火山の噴火や収束の予知」（可能かどうかは別）。

火山防災の対象＿ターゲットの拡大

- 火山周辺住民以外の人の啓発
- 御嶽山噴火63名の登山者・観光客、雲仙普賢岳火砕流43名
- 観光被害の源泉としての「地元以外の人」　※一定期間の後

情報の誤謬＿時間軸の拡大

- 火山のレベル化：下は難しい　2015.9.10箱根山警戒レベル３→２
- 情報が避難を促進する＝情報が避難期間を延ばす

火山災害にどう備えるか―警報伝達と避難対策―　　関谷直也（東京大学情報学環総合防災情報研究センター）

3　火山研究と火山防災研究

火山研究と同様に/別に、火山防災の研究が重要

- 火山防災協議会
- 火山庁
- 火山研究者を越えた「火山専門家」の育成
  法律的知識、社会学の知、心理学の知？

※　火山防災にとって火山の知識は、
　　必要条件であっても十分条件でない。
※　火山に対峙する社会全体で捉えるべき課題、
　　社会の側の問題